

第4回流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 平成30年7月23日（月）午前9時30分～11時45分
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 306会議室
- 3 出席委員 井原委員、吉永委員、秋山委員、今村委員、國府田委員、山中委員、上平委員、和田委員、坂井委員、森委員
- 4 欠席委員 無
- 5 傍聴人 1名
- 6 事務局 樋口コミュニティ課長、中橋補佐、川名係長、香月主事

7 議題

- (1) 平成29年度市民参加条例対象事業の評価シートまとめ
- (2) 答申（案）について
- (3) その他

8 協議内容

委員長

それでは、会議を開催する。初めに本日の出欠報告をする。10名中10名で定足数に達しているため、会議は成立している。

配布資料と進行について事務局から説明をお願いします。

事務局

本日の会議資料として、次第、各事業の評価シートを取り纏めたもの、これまでの委員会での意見を踏まえた答申（案）をお配りしている。

議題に入る前に、前回の委員会で保留になっていた審議会等に関わっている委員が事業評価をすべきかどうかについて議論いただきたい。市としては、「客観性」が損なわれる可能性があることから、事業に審議会等に関わっている委員については、評価から外れていただいた方がよいのではないかと考えている。

委員長

委員が審議会などに関わっている事業については評価をしないということに

ついて意見をいただきたい。

A委員

当委員会はいくまで市民参加の方法について評価するものであったと思う。

他の審議会では、事業自体をテーマに沿って議論しており、市民参加手続きは中心となっていないことから、必ずしも審議会に属していたからといって、評価の客観性を損なうとは言えないと思うがいかがか。

B委員

自身も他の審議会に属しているが、そこでは事業について市民参加のどの手法を使うかについては議論していない。あくまで事業の中身について審議、議論しているので、現状では審議会等で関わっている委員が評価から外れるというのは違うと考える。

委員長

一般市民からすると、ホームページ上に委員の名前があり、対象事業の審議会にも同一の名前があると、内々でやっているようなイメージを持たれる方もいるかもしれない。

B委員

そこについては、しっかりと説明すれば問題ないのではないか。

C委員

審議会の審議内容がこの場の議論の対象になることは無かったと思われるが、そもそも審議しても良いものなのか。例えば「ある事業の審議会の答申内容について」など。

事務局

審議会はそれぞれ独立していることから、この場において他の審議会の内容について評価することはできない。

C委員

意見の中に「審議会の出席率が悪い」などの意見があったと思われるが、そのようなことは議論の対象にして良いのか。

委員長

本来は好ましくない。ただ事業の中身もわからずに評価するのは難しい。

A委員

出席率については、市民参加の手法の1つである審議会として十分に市民参加の目的を達していないのではないかという意見なら問題ないのではないか。

事務局

審議会の中でアンケート調査を実施してはなど、市民参加の手法について諮る場合もある。このような場合、審議会の委員を兼ねていると審議会を評価しにくいのではないか。

A委員

ほとんど審議会では市民参加の手法について行政側に任せているので、評価しにくいことはない。

D委員

今回、ヒアリング時の議論において、副委員長から個別の審議会に対する話があったが、そうした議論も駄目なのか。

委員長

今の議論は市民に対する説明責任についてだが、確かに審議会ではどうだったかを伏せながら議論するのは難しいと思われる。今の議論としては、市民から意見があった時は、審議会に関わっていても、評価については客観性を持って審議していると説明するという事だと思う。

E委員

この委員会は総合的な評価をする場なので、評価に参加しても問題ないのではないかと思う。事情を知らない一般市民がそうは思わないといったことがあった際に、市民の方が納得できる説明ができるならば、審議や評価に参加しても問題無いし、納得できる説明ができないのであれば審議や評価から外れていただくということになるのではないか。

D委員

このことについてマニュアル化している課はあるのか。

事務局

それは無い。仮に、ある審議会で計画の策定を諮った際に、事務局から市民参加の方法についての説明がなされ、それを追認するようなことがあったとする。それについて、次年度に本委員会で関係委員が「手法は適切であった」と評価するのは自分で認めたものを自分で評価しているとの印象を与えてしまう可能性がある。

F委員

皆が言っていることは良くわかる。今までの議論の中で審議会の話は大変参考になったので、あくまで今後も参考として意見をいただき、評価の際に外れるようにすれば、評価自体には影響を与えていないときっぱり言えるのではないか。

C委員

そもそも事業に関わっている委員は対象事業に対する評価シートを出さなければ良いのではないか。

F委員

評価シートを出さないとなると市民参加推進委員会の仕事をしていないということになってしまうのではないか。もし、仕事をしていないという考え方の場合は、将来的に市民参加推進委員会と審議会の委員は兼ねることができないということになるのか。

D委員

各審議会にはそれぞれ諮問があると思うが、その際に市民参加の手法について審議することは無いはずである。

仮に審議会の中で手法の話があったとしても、それは本来の諮問の内容と異なるため、影響は無いと判断して良いのではないか。

事務局

各審議会において市民参加の手法についての意思決定には関わっていないとのことなので、既にいただいている評価及び意見は反映させていただき、客観性についての問い合わせ等があった場合には、市民参加の手法についての意思決定に関わっていない旨を説明していければと思う。しかし、それでも関わっているのではないかという見方をされる可能性もあることから、本日のとりまとめについては、審議会等に関係した委員は意見を差し控えていただくということ

でいかがか。

委員長

では、以上のように対応することとしたい。

事務局

本委員会の傍聴希望申し出があった。本委員会は、「流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針」第9条に基づき、会議は公開となっていることから、傍聴を許可いただけるか伺いたい。

委員長

傍聴を許可する。

～各事業の評価について～

委員長

企画政策課の「流山市民投票条例素案」の評価について、協議する。評価シートが一番右に出ているものは各委員の評価で、一番多いものが委員会の評価として記載されている。

G委員

意見の表記で「態度」とあるが、「姿勢」と表記した方が良いのではないか。

委員長

「姿勢」に変更する。

B委員

最後の「各委員からの意見」とはどういうことか。

事務局

同じような視点の意見が複数あった場合は、委員会のコメントとして載せているが、その中から漏れてしまった少数の意見を「各委員からの意見」として記している。

G委員

A＋、B＋と評価があるが、すべてがA評価になっているにもかかわらず総評がA＋でなく、Aになっているのは何故か。

事務局

昨年、議論したとおり、多数あった評価を委員会としての評価としている。各委員の評価の中にB評価があれば総評がA＋にはならない。最終的な評価をするのがこの場なので、評価に疑義がる場合はこの場で議論いただきたい。

G委員

各評価項目に対するウエイト付けがないので、評価に偏りができる。

委員長

今まで各評価項目は同等としてきた。

G委員

評価シートの基準に基づいて評価をするとAになるが、「市民参加の方法のスケジュールの妥当性について」と「事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について」はウエイトが高いと思う。

C委員

私の場合、「市民参加の方法のスケジュールの妥当性について」の評価は、例えばパブリックコメント期間を延ばしていたり、意見交換会に参加しやすいように休みの日や細かく開催したというような工夫をした場合にはAと評価している。

G委員

答申（案）の内容ではこの事業は模範となると記載されている。模範となるのであればA＋にしても良いのではないだろうか。

事務局

評価の考え方については昨年整理させていただいたが、スケジュールの妥当性でAを設定する基準は「市民等が参加しやすい時期を設定し、余裕をもった期間にしているなど、市民参加のスケジュールとして大変適切で、求めている水準を上回っており、ほかの模範となる場合」である。Bの場合は「一定の基準を満たしているが、周知や期間などでさらに配慮があっても良かったのでは

ないかという場合」としている。

委員長

実はスケジュールの妥当性については、今まであまり議論してこなかった。どちらかという周知方法等に対して議論、提言してきた。スケジュールのタイミングなどは審議会とパブリックコメントの時期はある程度決まっているので、そこをこの委員会でしっかり提言するとなると、恐らく多くの事業スケジュールが変わってきてしまう。市民の側からすると、まとめてパブリックコメントの通知がきてしまうことになる。そうすると、答申の内容も変わってきてしまう。

D委員

一通り評価を確認した方が良い。「市民投票条例素案」の手続きはとても模範的となるものであったため、A評価が多くついているが他の評価を確認して振り返ってみると、もっと修正すべき事業が出てくると思われる。

委員長

次の事業に移る。「流山市健全財政条例」の評価について。

副委員長

各委員からの意見として記されている「複眼的着想」については、どのような意味か気になる。

G委員

協議を進めていく上で様々な視点から見るべきだという意味である。

副委員長

そのような内容であれば、共通意見と内容が被るため、当該一文は削除して良いと思う。

委員長

当該一文は削除とする。

次に「生物多様性ながれやま戦略」の評価について。スケジュールの妥当性は比較的Aが付きやすい。

特に意見がなければ次に「流山市路上喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例」についての評価に移る。

A委員

コメントの指摘事項が多いわりには評価が高い。

E委員

問題はないが基準を満たしているにすぎないのであればB評価にし、模範的取り組みをしているのであればA評価にするということでしょうか。

H委員

全体を見た時に、同じB評価であったとしても相対的評価は変わってくるものと思われる。

委員長

スケジュールの妥当性はA、総評価はB+とする。

「生物多様性ながれやま戦略」のスケジュールの妥当性はBとなる。

次に「流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正」の評価について。これもスケジュールの妥当性と総評価はBで良いか。

D委員

この事業のスケジュールの妥当性は、A評価が5人、B評価が5人となっている。

委員長

スケジュールの妥当性において、他の事業よりもA評価としている委員が少ないということか。

E委員

A評価は模範的なものという考え方なので、この事業のスケジュールの妥当性についてはB評価で問題ない。

委員長

次に「市の鳥の制定」について評価する。この事業についてはすべての評価がAであるがA-の評価となっている。

D委員

情報提供の期間が短かったことが残念であるとのコメントがあることから、

Aーの評価になったのではないか。

委員長

では、市民等への情報提供についての評価はBとする。

次に「流山市高齢者支援計画」について評価する。これについてもスケジュールの妥当性についての評価をBとする。

次に「流山市障害福祉計画」について評価する。

A委員

これについては評価のバランスが取れているので、問題ない。

委員長

次に「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～」について評価する。

H委員

チラシも非常に良く、多くの施設にパブリックコメント実施の案内を設置するなどの対応をしていた。

委員長

模範となる事例として評価する。

委員長

では「流山市火災予防条例の一部を改正する条例（案）」について評価する。

D委員

全体的に各委員の評価にCが多い。

委員長

総評はBー、市民等への情報提供についてはCとする。

最後に「流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例」について評価する。

E委員

資料がすごく分かりづらく、料金表一覧の見方も分からなかった。

A委員

各評価のバランスからするとB-の評価が妥当ではないか。

副委員長

総評はB-で妥当だが、市民等への情報提供についてはCが妥当ではないか。

委員長

総評価はB-、市民等への情報提供についてはCとする。

評価を整理する。最初の市民投票条例は模範となる評価であったか。

H委員

この中で模範とも言えるのは、子ども家庭課の事業だと思う。それと同系列かどうか。そこまでいかないのであればB+にすべきではないか。

事務局

先ほどから議論となっているスケジュールについては、パブリックコメントの実施期間を条例の規定よりも長期に行うなど工夫した事業もあるが、最低限満たしたという事業が多い。

委員長

次の答申のポイントになると思うが、作年までの答申ではあまりスケジュールについて言及してこなかった。今回はそのことについて取り入れていきたい。

G委員

委員のほとんどが模範となると高く評価し、また、昨年度のパブリックコメント8箇条も盛り込んでいるにも関わらず、A+でなくA評価となる事業があるのはなぜか。A+は一体どのようなことをすれば取れる評価なのか。

委員長

多くの委員がA評価としている事業でもB評価にしている委員もいる。取りまとめた評価は、各委員の評価の平均値としている。

模範的事業がA+という評価に値するかについて議論する。

B委員

A+は、ほとんどつけることの無い評価だと思う。A+は究極の目標であって、それに近づけるような評価をしていく。仮に模範的事業であってもその中に瑕疵は必ずるので、A評価であっても模範的事業にしても良いと思う。

E委員

BとB+なら上の評価をつけても良いと思うが、AとA+ならやはりAで止めておいた方が良いと思う。ただし、その場合はコメントの中に模範となるべき評価であると付け加えた方が良い。子ども家庭課の事業は是非、どういうチラシを作成したのかを市の中で共有してもらいたい。

H委員

子ども家庭課の事業は、審議会の委員がチラシを作成したことなどから、ここでの評価が好印象となっているが、本来このようなことは、行政にやっていただけのことであるので、そういう意味では行政としての取組をよりしっかり行っている企画政策課の事業の方が良いと個人的には思う。

D委員

私も同意見である。また、子ども家庭課の事業ヒアリングの実施日は他の事業の評価が低調であったため、より高評価になったように思える。

B委員

確かに、本来は委員がやるべきことではない。チラシを作成したこと自体は評価に値するが、それを誰が作成したかについて評価するのは問題かと思う。

A委員

A+にならないのはB評価をつけた委員がいるからである。否定的なコメントもあったのではないかと思うので、A+をつけないのはおかしいということにはならないのではないか。

事務局

確かに改善の余地があるのではないかといったコメントもあった。

今回の議論を受け、否定的なコメントもしっかり記すこととしたい。

G委員

A+という評価は無くした方が良いのではないか。

A委員

全ての委員がA評価をすればA+になるのではないか。

委員長

全員がA評価であればA+にすれば良いと考える。

F委員

審議会委員に頼るだけでなく、行政主導でパブリックコメントの啓発等を考えてもらいたいというコメントも載せた方が良いのではないか。

また、これに合わせて企画政策課の事業もAで良いと思う。子ども家庭課より各委員からA評価をとっている項目もある。何より、市民等への情報提供について委員全員がA評価にしたのは素晴らしいことだと思う。

A委員

確認したいが、実態や現実として、スケジュールの工夫をできる課とできない課があるのだろうか。工夫したくても現実的にできない場合はあるのか。

事務局

パブリックコメントは、事務準備や議会報告等の兼ね合いから実施できる時期が限られてしまう場合もある。

スケジュールのみを客観的に評価するのか、事業の内容を鑑みて評価するのは非常に悩ましいところだと思われる。

事務局

スケジュール期間を何日か増やただけでA評価にするのはどうかと思う。

B委員

今後はスケジュールを延長できない場合はその理由を事業シートに載せるといのはどうだろうか。そうすれば、評価の際に努力したことは垣間見えるのではないか。

委員長

市民にとっては一定の時期に集中してパブリックコメントが実施され、知らないうちに期間が終わってしまうのは困ると思う。

H委員

ただスケジュール延長するのではなく、それに合わせてしっかり成果も出ているところを評価すべきである。

委員長

評価の議論については以上とする。

議題（２）答申（案）については、市民参加のスケジュールについて取り上げられたらと思うので、本日の議論を踏まえた素案を作成していただき、次回の委員会で話し合うこととしたい。

事務局

今回頂いた意見を反映し、後日各委員に御示しさせていただきます。

次回の委員会は、８月２７日（月）午後３時から３０１会議室で開催させていただきます。

委員長

本日の委員会は以上で終了とする。